キワニスドール®への描画によって表出された入院中の幼児の思い

一 思いを表出させる援助の意義 一

佐藤寿哲

大阪青山大学 健康科学部看護学科 大阪総合保育大学大学院 児童保育研究科 博士後期課程

The feelings of hospitalized young children expressed by drawings on the Kiwanis Doll®
—The significance of supporting the expression of feelings—

Toshiaki Sato

School of Nursing, Faculty of Health Science, Osaka Aoyama University Osaka University of Comprehensive Children Education Graduate School

Abstract

The aim of this study was to report on the process by which young hospitalized children express their feelings by drawing on the Kiwanis Doll® and to investigate the significance of supporting the expression of feelings. Data were gathered using a participatory observation method based on the dolls on which the children drew freely. Results show that three young children expressed their feelings by drawing on the dolls. Patient A described a painful enema experience. Patient B expressed itchiness and the desire to return to kindergarten. Patient C, who was blind, was unable to directly express his or her feelings regarding symptoms and care through drawing but came to enjoy the process of drawing and the involvement with others through drawing. The results also suggested that drawing on the dolls was a communication tool to enable young children with insufficient language abilities to express their feelings, to allow them to receive psychological care for painful memories, and to construct good relationships of trust with medical practitioners. Therefore, the dolls contribute to respecting the opinions of young hospitalized children.

Key words: Kiwanis Doll[®], drawing, "Respect for the views of the child", hospitalized young children **キーワード**: キワニスドール、描画、子どもの意見表明、入院中の患児

I.緒言

児童の権利に関する条約がわが国で1994年に批准され、法的にも子どもが意見を表明する権利を保証することが義務化されたことによって、小児医療現場でプレパレーションが推進されるようになって久しい。そのプレパレーションツールの1つとしてよく用いら

れているのがキワニスドール®(以下、ドールとする)である。ドールは白い(またはパステルカラー)木綿生地にポリエステル綿を詰めた『のっぺらぼう』の、国際奉仕団体キワニスが2001年以降より作成している約40cmの人形である。日本では日本各地区のキワニスクラブにより無償で作成され、病院や看護学校などを通して入院中の患児にプレゼントされている。

このドールを用いて、患児への検査・処置に対する 不安の軽減やインフォームド・アセントを目的とした 狭義のプレパレーションに関する研究が数多くされて いる。しかしながら、広義のプレパレーションの目的 の一つとされる、子どもに自分の思い(不安や恐怖な ど)を表出する機会を与えること1)や、情緒的感情を 後押しすること2)についての研究は、心臓手術後に対 面式に意図的に聞き取る調査3)や、中学生への心理療 法としてドールを用いて気持ちが整理されていった報 告4)があるが少ない。またどれも研究者によって特定 された原因に対する子どもの思いを質問して表出させ ているものであり、子どもの思いの一部に過ぎない。 他の研究には、自己注射の自立の援助にドールを使い、 注射するときの顔について怒ったり笑ったりした表情 を描いた事例も紹介されているが5)、その表情の意味 については検討されていない。

筆者はA総合病院小児病棟においてドールを導入した。主な目的は狭義のプレパレーションとして学生に患児の不安の軽減や子どもの権利を支える手段としてインフォームド・アセントの機会を作ることであった。しかし観察を進めていくうちに、患児がドールへの描画を通して思いを表出していることに気付いた。本研究では、ドールへの描画によって入院中の患児が思いを表出するに至った事例の中で特に印象に残った3事例についてのプロセスを報告し、入院中の患児の思いを表出させる援助の意義について探求した。

Ⅱ. 方法

1. 研究デザイン

参加観察法(観察者としての参加者)

2. 研究対象者

研究対象は入院中の患児のうち、およそ3歳以上の 幼児期の子どもで、治療検査が必要または不安や寂し いなどの情動状態にある患児とその家族。

3. 期間及び場所

平成21年5月~12月、A総合病院小児病棟

4. データ収集の方法

- 1)筆者がドールについての説明が書かれた A4版の書面を対象の保護者に1枚渡し、口頭でも説明し、了承を得た。
- 2)生地の色の異なる2つのドールを持参し、自己紹介 の後に子どもに選んでもらいプレゼントした。
- 3) 筆者が準備した油性ペンなどを用いて患児にドール に自由に描いてもらい、検査や処置などがあればイ ンフォームド・アセントとしてのプレパレーション

を実施した。

- 4) 筆者はドールに描かれた個所を指さし「これはなぁに?」と尋ねた。
- 5) その時の患児の言動を観察し、その言動に不明な点があれば傍に保護者がいれば意見を求め、描かれている内容を推察した。この時できるだけ描かれた内容を決めつけないように心掛けた。
- 6)描かれている内容を推察できれば患児にフィード バックし確認した。
- 7) 描かれたドールの写真を撮影し、研究ノートに個人 が特定できない最低限の情報のみ記録した。
- 8) ただし、描かれた内容から尋ねる必要がないと判断 した場合や、筆者の勤務体制や研究対象者側の都合 により、5)~8) の方法をすべておこなえたわけでは ない。

5. 倫理的配慮

研究対象者に対し、ドールを配布している趣旨、方法、任意性、匿名性、教育や研究への活用について文書及び口頭で説明をおこなった。同意を得た後もいつでも中止できること、中止しても不利益は一切生じないことについて説明し同意・了承を得た。描いたドールを写真撮影させていただく際には、再度口頭で確認して個人が特定されないように配慮した。また結果での事例紹介の中でも、必要最低限の情報にとどめ、個人が特定されることが無いように配慮した。本研究の実施については実習施設であるA総合病院の承諾及び、当時所属していた教育機関の承認を得た。

Ⅲ. 結果

筆者が、ドールへの描画によって思いを表出している事例のうち特に印象に残った事例は3事例であった。その3事例の基本的な入院状況とドールへの描画の内容に研究者が気づくまでのプロセスを以下に述べる。

1. 事例 A (図1参照)

陰嚢水腫の5歳男児で予定手術の目的で入院していた。看護師らにより採血や手術のプレパレーションがドールを使って実施されていた。手術後のある日、A ちゃんがドールの股の部分に、油性ペンをグリグリと押しつけている。筆者:「なぜそんなことしているの?」と訊くと、A ちゃん:「だって、こんな風にグリグリされたんだもん」という。母親に話を聞くと、手術の前処置である浣腸は説明されておらず、A ちゃんが嫌がり暴れているのを皆で押さえながら実施したとのことであった。ペンを押し付けた部位を確認する

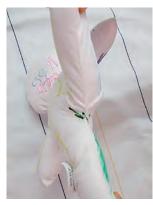




図1 Aちゃんが描いたドール 左)ペンを押し付けたドールの股間 右)ドールの正面

と、Aちゃんが描いた陰茎より背側の位置にあり肛門 の部位と一致していた。その後Aちゃんの辛さを認 め、実施理由についてプレパレーションをおこなった。

2. 事例B(図2参照)

川崎病の4歳女児で免疫グロブリン大量療法などに よる治療目的で入院していた。筆者が出会った時には 免疫グロブリン投与後で症状がほとんど消失してい た。そのためドールを用いたプレパレーションはほと んど行わず、ドールを使ってお絵かき遊びをしていた。 赤色と緑色で描かれていたドールについて、筆者が 「(ドールの左腕の赤色を指さし)赤いのはなあに」と 訊くと、Bちゃんからは言葉で明瞭な返事は得られな かったが、母親によると点滴が刺入されていたところ に貼付していた絆創膏の位置と一致しており、この絆 創膏は剥がされることを嫌がっていたとのことであっ た。右足の赤色についても筆者が同じように質問する と、Bちゃんは「かゆかったの」と応えた。母親によ ると以前、右下肢に赤い膨隆疹があり掻いていること があったが、患児は痒いとは言っておらずあまり気に していなかったとのこと。次に、筆者が「胸の緑色は





図2 Bちゃんが描いたドール 左) 右下肢背面の痒がった膨隆疹 右)体幹正面に描かれた幼稚園バス

なぁに」と訊くと、Bちゃんは何か発言するが聴き取 れず、母親になんと言っているのか尋ねると少し考え てから、母親が「Bちゃん、幼稚園バスなの?」と訊 くと、Bちゃんは、今度は聴き取れる声で「うん、バス」 と答えた。母親によると、幼稚園が大好きでその幼稚 園バスが緑色であると教えてくれた。母親はBちゃん の友達の名前を挙げて「早く会いたいね」などと話し かけていた。

3. 事例 C (図3 参照)

先天性緑内障の3歳男 児で眼の手術目的で入 院しているが、すでにほ とんど視力がないとの 情報を得ていた。手術 前は眼帯についてドー ルを用いて触って説明 するプレパレーション をおこなった。それと は別にCちゃんは視力 がないが様々な色の油 性ペンを使いドールに



図3 視力のないCちゃんが 描いたドールの顔

絵を描きたがった。ドールには絵を描くだけでなく筆 者は別途、触覚でも楽しめるように毛糸を準備して頭 髪にするなど工夫をした。母親によるとCちゃんは色 を使ったお絵かきをほとんどしたことがなかったが、 Cちゃんはサポートを受けながら様々な色の油性ペン を用いたお絵かきをとても楽しんでいた。母親も「こ んなに色に興味を持ってお絵かきするのは初めてで す」と驚いていた。筆者は、ドールに描かれた絵を個々 に指さし「これはなあに」と聞いていくと、Cちゃん は、紫色は耳、ピンク色は唇、緑色は眼、赤色は服、 黒色は髭であることを説明してくれた。このドールに Cちゃんは「オッチャン」という名前を付け、「オッチャ ン」は筆者のことであるらしく、「黒い髭は長いねぇ」 というと、「オッチャンだからそれでいい」と言って いた。筆者は髭を生やしていないが、Cちゃんは筆者 の顔を触ったことが何度かある。しかし、Cちゃんは 様々な色を使用して絵を描いたにもかかわらず、結局、 手術後も疾患や治療に関して描画により表現すること はなかった。

Ⅳ. 考察

1. A ちゃんについて

浣腸は羞恥心などの精神面や、身体的侵襲を伴う処 置である。浣腸処置についてのプレパレーションは、

2歳の女児にドールを用いてインフォームド・アセン トをおこなうケアモデル実践例60や8か月、2歳、5歳 の子どもにツールを用いないプレパレーション方法が 紹介されている⁷⁾。しかし医中誌WEB(2015年7月時 点)によると、プレパレーションとのAND検索で、「手 術」508件、「採血」148件などの処置が数多く抽出さ れる一方、「導尿」2件、「浣腸」6件と少ない処置もあり、 プレパレーションの実施や研究が処置ごとに偏りがあ ることが窺える。プレパレーションについて意識の高 い施設でも、すべてのケアについて個々の子どもの認 知発達に合わせた説明をおこなうプレパレーションを 実行することには限界がある。後追いであるがAちゃ んがドールで思いを描写したことで、皆でAちゃん の辛い体験に気づき、傾聴的態度で共感できた。Aちゃ んへのドールの提供は、辛い経験に対する精神的ケア や、医療者との関係の修復につながった。

2. Bちゃんについて

川崎病の6つの主要症状はよく知られるが、痒みは 含まれず主症状の発疹や腫脹による2次的な症状とさ れ、全身皮膚の状態に付随する形で痒みが観察点とし て挙げられるのが一般的である。ただ今回の痒みは膨 隆疹を伴っていた。川崎病急性期治療のガイドライン によれば、Bちゃんが投与を受けた静注用免疫グロブ リン製剤は投与時や遅発性副作用として蕁麻疹と掻痒 感が認められるとされ8、副作用であった可能性が高 い。ただ川崎病の症状と異なるため、母親は膨隆疹を 医療者に伝えなければならない問題と感じなかった可 能性が高く、その情報が医療者へ伝わらなかった。B ちゃんも痒みを言葉で訴えることはなかったが、掻い ていた事実やのちにドールに発疹を描き「かゆかった」 という訴えを引き出したことにより、膨隆疹が出てい たことがわかった。もう少し早期にドールを提供して いれば痒み等の副作用に対するケアを提供できたかも しれない。以上により、上手に言葉で表現できない幼 児の主訴を表出させるのにドールが有効であることが 示唆された。

幼稚園バスの描画は無意識の表現とされる『なぐりがき』に近い表現で、その描画だけでは気づくことは難しかった。しかし、Bちゃんをよく理解されている母親の力を借りて、その絵が幼稚園バスであることがわかった。このことから、幼児期前期のなぐりがき期の子どもの場合は母親などの協力が描画に込められた思いを推測するのに有効であることが示唆された。また子どもの社会復帰への思いを改めて気づかされた事例であった。

3. Cちゃんについて

Cちゃんは先天性緑内障で当時ほとんど視力は失わ れていたものの、乳児期や幼児期の初めにはわずかに 視力が保たれていた。視力障害の子どもの遊びには触 覚や聴覚などを生かしたおもちゃを提供することが多 いが、Cちゃんの希望から様々な色の油性ペンを用い て、大人がそばで援助しながらドールにお絵かき遊び をおこなう事ができた。Cちゃんの描画は一見『なぐ りがき』のようだが、描いた内容について尋ねれば眼 や唇などの形や配置が妥当であり、知的リアリズム期 の特徴といわれる、見えるものを描くのではなくて 知っているものを描く『覚えがき』に近く、発達年齢 に則していることがわかる。色は唇や髭はよく選択さ れる色遣いだが、耳の紫色や目の緑色はあまり見られ ない選択で、たくさんの色を使用している。単に色を たくさん使って遊んでいるのか『覚え』がないためこ のようになったかはわからない。いずれにせよ、たく さんの話し声や笑い声が描画中に聞かれ、色を使った 遊びが提供されて楽しさを表現していたことは明白で ある。Cちゃんは、つらさや病状をドールに描いて『意 見を表明』することはなかったが、色を使って『表現 の自由』を楽しんでいることが感じられた。

筆者は髭を生やしておらず、Cちゃんは「オッチャン」と筆者を呼んでいたことから、髭を描いているのは、オッチャン≒髭という、カタログ期の特徴と当初は考えた。しかしCちゃんは筆者の口元を触ったことがあり、髭は剃っているものの触ればわずかにザラザラとしているため触覚で認知して、黒い髭を描いたのかもしれない。そう考えると髭はわずかだが確かに存在しており、物事についての正確な認識のもとに描く、図式前期の特徴が出ているようでもあり、視覚の有無による認知の違いを知ることができた。「オッチャン」という言葉の中には親しみが込められており、良好な人間関係が形成できたと考える。

子どものころに中途失明した体験談として「だんだん見えなくなってくると、みんながぼくのことを大事に扱うようになって、よそよそしい感じになってとてもショックでした」のというものがある。Cちゃんに対しても、目が見えないから色を用いないという善意の配慮をしていたら、良好な関係が築けなかった可能性がある。Cちゃんは絵を描くこと自体を楽しんでいただけでなく、思いを表出して母以外の誰かとコミュニケーションをとることに楽しみを見出しているように感じられた

しかしながら、Cちゃんは、眼帯の説明は理解して

も、疾患や治療については描画で示す事はなかった。 Cちゃんは、Aちゃんのように人形を自分に、ペンを 浣腸器のように見立てることが難しく、またBちゃん のようにかゆみを赤色で表現したり幼稚園バスを平面 の絵で表現することも難しいことは容易に想像でき る。これは視力がなければ描画により思いを伝えるこ とが難しいことを意味していると考える。

4. キワニスドールへの描画と子どもの権利との関連

児童の権利に関する条約100の第12条(意見を表明す る権利)1では、自己の意見を形成する能力のある児 童に影響を及ぼすすべての事項について、自由に意 見を表明する権利を確保する際には『その児童の意見 は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮さ れるものとする』と記されている。これは言語発達が 不十分な子どもたちがドールへ描くことで思いを表現 したことを推察することにも該当する。また第13条 (表現の自由)1では、様々な方法により『あらゆる種 類の情報及び考えを求め、受けおよび伝える自由』が 明記され、その前半の『あらゆる…(中略)…受け』ま では狭義のプレパレーションによりその権利を保障す ることができると考えるが、後半部分の『伝える自由』 についてはドールへの描画による思いの表出のような 広義のプレパレーションがその権利の保障に重要な役 割を果たしていると考える。つまり、今回の3つの事 例では言語的発達途上にある幼児らに言語的コミュニ ケーション以外の『意見の表明』の場を提供し、ドー ルに子どもたち自らが自由に描くことで、入院中の患 児たちの『表現の自由』を保障できたと考える。言語 的発達の途上にある幼児らの主訴はつかみにくく、そ のような子どもをアセスメントする際には客観的情報 に重点が置かれるため、小児科領域の看護師はより正 確な客観的情報を得る技術が求められる。そのため、 描画などから子どもらの主訴を推察することは、小児 看護を実践する上で一助になり、ドールを用いること の意義の一つであると考える。

V. 結語

3事例の幼児のドールへの描画や思いを表出させる 援助により、以下のような援助の意義を見出すことが できた。

- ・子どものケアにおける辛い体験に気付き、傾聴し共感でき、さらに患児 看護師関係の修復につながった。
- ・十分な描画ができない子どもでも母親などの協力を 得ることで、その子どもの思いを推察することがで また
- ・疾患や治療だけでなく、子どもの幼稚園への復学な どの日常生活への社会復帰に対する思いを知ること ができた。
- ・視力がない子どもは疾患や治療について描画で示す ことはなかった。
- ・視力がない場合でも色彩豊かな描画をさせること は、子どもの楽しみにつながり良好な患児 - 看護 師の関係形成につながった。
- ・ドールへの自由な描画は、意見の表明や表現の自由 を担保し、子どもの楽しみそのものでもあり、客観 的情報に偏りがちな小児医療で、貴重な主観的情報 となり得ることが示唆された。

研究の限界として、今回、上手に描画で表現できない幼児の思いを表出させる際には、母親などの協力を得たが、子どもは親などの重要他者に対して肯定バイアスを示す事が知られており、親の言葉が子どもの思いの表現に影響したことを完全に否定することは難しく研究の限界と考える。

最後に、キワニスドール®をご提供いただきました 大阪キワニスクラブの皆様、本研究の実施にご協力い ただきました子どもたちとそのご家族、A総合病院小 児病棟の皆様に厚く御礼申し上げます。

本研究における利益相反は存在しません。

要旨

入院している幼児がキワニスドール®への描画によって思いを表出するに至ったプロセスを報告し、思いを表出させる援助の意義について探求することを目的とした。研究方法は参加観察法を用いて、子どもによって自由に描画されたドールよりデータを収集した。結果、幼児期の3事例でドールへの描画による思いの表出を認めた。患児Aは浣腸された辛い経験を表出した。患児Bは痒みと幼稚園に戻りたい思いを表出した。視力のない患児Cは描画で直接的な症状やケアへの思いを表現することはなかったが、描画すること自体や描画を通した他者への思いの表出が患児の楽しみとなった。ドールへの描画は言語的表現が不十分な幼児の思いを表出させ、辛い経験に対する精神的ケアや対象と医療者間のよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとなり、入院中の幼児の意見を尊重する一助と成り得ることが示唆された。

文 献

- 1) 平田美佳, 及川郁子監修, 古橋知子・平田美佳編 小児看護ベストプラクティス チームで支える! 子どものプレパレーション プレパレーションと は, 2012, 東京, 中山書店, 21-25.
- 2)田中恭子: 認知発達と病気の理解-プレパレーションとは.田中恭子編, プレパレーションガイドブック, 2006, 名古屋, 日総研出版, 31-35.
- 3)森山亜利佐,緒方久美子,大鷲しのぶ他:心臓手術 後の子どもへのプレパレーション キワニスドー ルを用いて,日本看護学会論文集 小児看護,2009, (39),149-151.
- 4) 橋本浩子, 谷洋江, 二宮恒夫: 実践例 キワニス ドールによるプレパレーション 心理療法への応 用, 小児看護, 2008, 31(5), 638-640.
- 5) 渕田零, 上村浩太, 今野美紀他:1型糖尿病の女児 へ「キワニスドールを用い自己注射が可能となっ た事例, 外来小児科, 2007, 10(1), 22-25.
- 6) 小瀧仁美, 藤原奈津子, 小林佳奈:参加者によるケアモデル実践 浣腸, 小児看護, 2013, 36(5), 559-561.
- 7)山本真充, 蝦名美智子: ツールを用いなくてもできるプレパレーション, 小児看護, 2013, 36(5), 533-539.
- 8) 佐地勉, 鮎澤衛, 三浦大他:川崎病急性期治療のガイドライン(平成24年改訂版), 日本小児循環器学会雑誌, 2012, 28(supplement3), s3-s11.
- 9) 伊藤亜紗:目の見えない人は世界をどう見ている のか,2015,東京,光文社,37-39.
- 10) 外務省総合外交政策局人権人道課:児童の権利条 約全文及び選択議定書(日英対照版パンフレット), http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/je_ pamph.pdf(2015.7.17)